

2025年9月26日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町338
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部 渡邊 啓太
電 話 (075) 935-6150

**財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備及び
内部統制報告書の評価結果不表明に関するお知らせ**

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、2025年9月26日付で関東財務局に提出いたしました2025年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しました。また、本報告書において2025年3月期の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断し、その旨を記載しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社グループは、当社の連結子会社で、家電・車載事業統括本部家電産業事業本部下のNIDEC FIR INTERNATIONAL S.R.L. (イタリア所在。以下「FIR 社」といいます。) に関する貿易取引上の問題を認識し、国際貿易法及び関税法の経験を有する外部専門家に調査を依頼しました。その結果、FIR社製造のモータについて、米国における原産国申告に誤りがあり、未払関税が発生している事実を認識しました。かかる調査結果を踏まえて、当社は、外部専門家とともに、更なる社内調査・検討を行いこの問題への対処を進めました。その結果、当社は2025年3月期の有価証券報告書について、当初の提出期限である2025年6月30日に提出できず、提出期限の延長申請の承認を得た上で、2025年9月26日に提出しています。

FIR社の問題については、問題認識後に適時に連結財務諸表に反映できなかった親会社としての当社に主な原因があったものと認識しています。具体的には、法令違反の可能性が疑われる行為に関する情報の共有を受けた当社の役職員が、その情報について定められたルートに従って当社経営陣に対する報告を行わなかったことから、重要なリスク情報について社内に必要な協議や検討対応が行われず、早期是正の機会を失ったこと（当社の全社的な内部統制：情報と伝達）、及び当社が連結決算に反映させるべき重要なリスク情報を網羅的に収集する内部統制が適切に整備されていなかったこと（当社の経理決算プロセスに係る内部統制）が挙げられます。

以上より、当社は、内部統制上の不備として、当社における全社的な内部統制（情報と伝達）と経理決算プロセスに係る内部統制の不備を認識しており、これらの不備は、当社の財務報告に潜在的に重要な影響を及ぼす可能性が高いと考えられるため、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

2. 連結会計年度末日までに是正できなかった理由

当該事実の判明が当連結会計年度の末日後であったため、当連結会計年度の末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社としましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、現時点で認識して

いる開示すべき重要な不備を是正するために、当社グループにおいて、以下の再発防止策を速やかに策定、実行することで財務報告の信頼性を確保してまいります。

なお、第三者委員会による調査及びその他の社内調査等の結果、以下の再発防止策に変更が生じる可能性があります。

- (1) コンプライアンス最優先の意識/企業風土の醸成
 - ① 当社取締役会から当社グループ内に対する明確なメッセージの発信
 - ・コンプライアンス違反及びその可能性も見逃さず、放置しない。
 - ・違反行為が発覚した場合、法務コンプライアンス部門に直ちに報告し、違反行為の停止を最優先とする。
 - ・その後、事実関係の調査及び再発防止策を含む適切な対応をとる。
 - ② 人事処分を通じたコンプライアンスを最優先にした対応の必要性の周知徹底
 - ・実施した人事処分の内容の従業員への周知徹底。
 - ③ 法務コンプライアンス部門の機能強化・権限強化
 - ・法務コンプライアンス部門が調査等の対応を主導。
 - ・事業部等が法務コンプライアンス部門の指示に従わない場合のエスカレーション手続の明確化。
- (2) 組織・体制の強化
 - ① 貿易コンプライアンス体制の強化
 - ・当社貿易管理室の役割を明確化し、人員を強化する。
 - ・当社グループの貿易コンプライアンス部門の組織再編、役割・権限の明確化を図る。
 - ② グローバルガバナンス体制の強化
 - ・CLO（最高法務責任者）の役職を設けて専門的知見と経験を有する人物を配置するとともに、北米に法務コンプライアンス専門家を配置する。当社による各地域の法務コンプライアンスオフィサーとの連携を強化し、リスク情報の共有と即応能力の向上を図る。
- (3) 手順・規程・仕組みの改善
 - ① 当社グループのレポーティングラインの改善
 - ・本件のような情報伝達の停滞を防ぐため、下記を規程で明文化する。
 - 1) 重要なリスク情報は、直接当社の最高コンプライアンス責任者（CCO）に報告すること。
 - 2) 各地域法務コンプライアンスオフィサーが法令違反行為及び法令違反のおそれがある行為を認識した場合は、当社法務コンプライアンス部門に報告すること。
 - ② 当社グループの法務コンプライアンス部門間の情報共有
 - ・海外の法務担当者と定期的な情報共有の場を設け、その情報を当社の法務コンプライアンス部門内の主要メンバー間で共有する。
 - ③ 内部統制の適切な整備
 - ・経理部門から法務コンプライアンス部門に問い合わせを行い、認識している重要なリスク情報が網羅的であるかどうかを確かめる。
- (4) 人事処分
 - ① 適切な人事処分の実施

4. 実施できなかった重要な評価手続の内容及び内部統制の評価結果を表明できない理由

内部統制報告書3【評価結果に関する事項】（第三者委員会による調査及びその他の社内調査等について）に記載のとおり、第三者委員会による調査及びその他の社内調査等は継続中であり、当該調査を踏まえた財務報告に係る内部統制の評価範囲の見直し及び見直し後の評価範囲における内部統制の評価手続を実施できなかったことにより、当連結会計年度末時点における財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断しました。

5. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する現時点で判明している必要な修正は、連結財務諸表に反映しておりますが、有価証券報告書における連結財務諸表注記（第三者委員会による調査及び

その他の社内調査等について）に記載のとおり、第三者委員会による調査及びその他の社内調査等は継続中であり、調査により虚偽表示が識別された場合には、連結財務諸表に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があります、その影響を反映させる場合における連結財務諸表項目及び金額並びに注記が明らかでないため連結財務諸表には反映しておりません。

6. 連結財務諸表の監査報告における監査意見
意見不表明となっております。

以上